

公立大学法人福井県立大学学生懲戒規程

平成23年12月1日
公立大学法人福井県立大学規程第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、福井県立大学学則（平成19年公立大学法人福井県立大学規程第59号。以下「学則」という。）第68条に規定する学生の懲戒に関して必要な事項を定めるものとする。

(基本的な考え方)

第2条 学生に対する懲戒は、教育的配慮に基づき、適切、慎重かつ迅速に行わなければならない。
2 成績証明書その他本人の成績および修学状況に関する文書で、当該学生および大学関係者以外の者が閲覧する可能性のあるものについては、原則として懲戒処分を受けた旨の記載をしないものとする。

(懲戒の対象となる行為)

第3条 懲戒の対象となる行為とは、本学の諸規程に違反する行為、または学生としての本分に反する行為をいう。

2 学生としての本分に反する行為とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 法令に違反する行為
- (2) 本学の研究・教育に対する重大な妨害行為
- (3) 学問倫理、情報倫理に反する行為
- (4) その他本学の信用を著しく失墜させる行為

(懲戒の内容)

第4条 学則第68条第2項の懲戒の内容は、次のとおりとする。

- (1) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒める。
- (2) 停学 無期または有期（6か月未満）とし、この間の登学を禁止する。
- (3) 退学 学生としての身分を失わせる。再入学は認めない。

2 停学の期間は学則第16条および49条に規定する在学年限に算入する。ただし、停学の期間が1か月を超えるときは、学則第40条、第63条および第64条に規定する在学期間に算入しない。

(状況報告)

第5条 職員（公立大学法人福井県立大学の組織および運営に関する基本規程（平成19年公立大学法人福井県立大学規程第10号）第5条に規定する職員をいう。）は、懲戒に相当すると思われる行為（以下「懲戒相当行為」という。）を知り得たときは、原則として速やかに当該学生が所属する学部長または研究科長（以下「学部長等」という。）および副学長（総括）に学生関係の事故等報告書（別紙様式1）により報告するものとする。

(事実確認および懲戒処分原案の作成)

第6条 学部長等は、学生の懲戒相当行為を知り得たときは、直ちに学長に報告するとともに、懲戒相当行為に係る事実関係および懲戒処分の必要性等について調査を行い、処分に関する方針を学生懲戒委員会（以下「懲戒委員会」という。）に付議する。

2 学部長等は、懲戒相当行為に係る事実確認、処分に関する方針案の作成に当たっては、当該学生に対し、懲戒相当行為である旨を告知し、口頭による意見陳述の機会を与えるものとする。ただし、当該学生が、心身の故障、身柄の拘束、その他正当な事由により、口頭による意見陳述ができないときは、保証人（福井県立大学学生生活規程（平成19年公立大学法人福井県立大学規程第72号）第3条に規定する保証人をいう。）もしくは親族または代理人による意見陳述、または文書による意見提出の機会を与えるものとする。

3 前項に規定する代理人は、当該学生または保証人もしくは親族が指名した者とする。

4 当該学生が、意見陳述の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由もなく欠席し、または大学側から示した期限までに文書を提出しなかった場合は、当該権利を放棄したものとみなす。

5 懲戒委員会は、学部長等の作成した処分に関する方針について全学的な均衡および調整を図る視点で審議し、懲戒処分原案を作成する。

(学生懲戒委員会の組織等)

第7条 懲戒委員会委員は、副学長（総括）、事務局長、学生部長、当該学部長等および学生支援委員会委員のうち各学部および学術教養センターに所属する教員をもって充てる。

2 懲戒委員会委員長は、副学長（総括）が務める。

(懲戒処分案)

第8条 学部長等は、第6条第5項の懲戒処分原案について、当該教授会の意見を聴いて、懲戒処分案（別紙様式2）を学長に提出する。

(懲戒処分の決定)

第9条 学長は、学部長等から提出された懲戒処分案に基づき、懲戒処分を決定する。

(懲戒処分の告知)

第10条 学長は、懲戒処分を決定した場合は、当該学生に通知しなければならない。

2 懲戒処分の通知は、懲戒処分書（別紙様式3）および懲戒処分事由説明書（別紙様式4）を当該学生に交付することにより行う。ただし交付することが不可能な場合には、他の適当な方法により通知する。

3 学長は、当該学生の保証人に対し懲戒処分の内容を文書（別紙様式5）により通知する。

(懲戒処分の公示、公表)

第11条 学長は、懲戒処分を行った場合は、原則として学内に別紙様式6により公示する。

2 学内公示の期間は、懲戒の発効日を含め2週間とする。

- 3 学長は、懲戒処分を行った場合は、懲戒処分について、必要に応じて学外に公表することができる。なお、学外への公表は、適切かつ慎重に行わなければならない。

(自宅待機の措置)

第12条 第6条の報告を受けた学長は、学部長等および副学長（総括）と協議のうえ、当該学生およびその他の学生の利益のために必要と判断した場合は、当該学生に対し、懲戒処分が決定するまでの間、自宅待機を言い渡すことができる。

- 2 自宅待機期間は、停学の期間に算入する。

(懲戒処分決定前の学籍異動)

第13条 当該学生から、懲戒処分の決定前に、退学または休学の願い出があった場合は、学長はこれを受理しないものとする。

(停学処分中の指導)

第14条 学部長等は、停学処分中の学生の定期的な面談および指導を行うものとする。

(無期停学処分の解除)

第15条 学部長等は、無期停学処分を受けた学生について、その反省の程度および学習意欲等を総合的に判断してその解除が妥当であると認めた場合は、教授会の意見を聴いて、学長に停学処分の解除を別紙様式7により申請することができる。

- 2 学長は、前項の処分解除の申請を受けたときは、懲戒委員会の議を経て、無期停学処分の解除を決定する。無期停学処分は、原則として停学の期間が6か月を経過した後でなければ、これを解除することができない。
- 3 無期停学処分解除の通知は、懲戒処分解除通知書（別紙様式8）により行う。

(再審査)

第16条 懲戒処分を受けた学生は、当該処分に係る事実の誤認、新事実の発見、その他正当な理由がある場合は、文書により学長に対して、再審査の請求を行うことができる。

- 2 学長は、前項の請求を受理した場合には、速やかに懲戒委員会の議を経て、審査の可否を決定しなければならない。
- 3 審査の必要があると決定した場合には、学長は、第6条から第9条の規定を準用した再審査を行わせる。
- 4 審査の必要がない場合には、学長は、速やかに、その旨を文書で当該学生に通知する。
- 5 再審査の請求は、原則として懲戒処分の効力を妨げない。

(審議の非公開)

第17条 学生の懲戒に関する教授会および懲戒委員会の審議は、すべて非公開とする。

(事務)

第18条 学生の懲戒に関する事務は、当該学生の所属する学部または研究科が永平寺キャンパスおよびあわらキャンパスの場合は就職・生活支援課、小浜キャンパスおよびかつみキャンパスの場合は企画サービス室において処理する。

(細目)

第19条 この規程の施行について必要な事項は、学長が定める。

附 則

<省 略>